

第 199 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

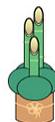
前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成 20 年 1 月 10 日

<http://www.maeda-cpa.com/>



謹んで新春のおよろこびを申し上げます。
本年もよろしくお願いたします。



前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 198 回

2008 年おめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

さて、今年の目標は？やるべきことは・・・改善すべきことは・・・

今からでも遅くありません。考えてください。従業員にも周知徹底してください。
そして実行！！

では、今年は中小企業にとってどんな景気の波が押し寄せてくるのでしょうか。

(スタート)→アメリカ経済の失速 →

円高と輸出減少
コストインフレの波
高まる生活リスク
引き続く人材不足

→去年よりも厳しいですね

そこでもう一度、基本の心構えを述べさせていただきます。

これは京セラの稲盛さんの言葉です・・・是非参考にしてください。

私は「心が呼ばないものが自分に近づいてくるはずがない」ということを、信念として強く抱いています。したがって事をなそうと思ったら、まずこうありたい、こうあるべきだと思うこと。それも誰よりも強く、身が焦げるほどの熱意をもってそうありたいと願望することが何より大切になってきます。そうすればその思いが起点となって、最後には必ず成就する。

『さあ、今年も楽観視は許されませんが、目標と熱意を持って実行あるのみですね！！
がんばってください。』

前田の《今人生を語る》第 104 回

めざめよ日本人²⁶

ユダヤ教の教えに「父親は息子が 13 歳になるまで、その教育の全責任を負わなければならない、そして息子が 13 歳の誕生日を迎えたら『神が私をこのあまりにも重い責任から解き放ってくれたことに感謝します』と唱えよう」という言葉があります。

父親の義務、家庭の義務を説いています。

さて我が日本は・・・残念ですね。もう一度しっかり子育てしなければ日本は存在できなくなりますね！！

☆☆☆ リース取引 ☆☆☆

松村英治

法人がリース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時にそのリース資産の売買があったものとして、各事業年度の所得を計算する。

〈リース取引の処理〉

① 当該リース取引の賃借人のリース資産の償却方法はリース期間定額法とする

※ なお、賃借人が賃借料（リース料）として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う

② 当該リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額（リース利益額）のうち、受取利息と認められる部分の金額を利息法により利益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができる。

※ なお受取利息に相当する部分の金額は、前記リース利益額の 20% に相当する金額とする

③ 租税特別措置法の不適用

所有権移転外リース取引により取得した資産については租税特別措置法に基づく減価償却資産の特別償却及び法人税額の特別控除の制度を適用しない

☆ この改正は平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外ファイナンスリース契約について適用する